

「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」について

この度、弁護士による検証チームから「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」について、横浜市教育委員会のホームページに掲載します。

1 案件

「公判傍聴への職員動員にかかる検証結果報告書」

2 検証チームの弁護士

神奈川県弁護士会から推薦された弁護士3名

3 ホームページ掲載日時

令和6年7月26日（金）16時予定

4 掲載期間

6か月

5 掲載 URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/jinji/kenshouhoukokusho.html>

6 添付

検証結果報告書骨子

お問合せ先
教職員人事部教職員人事課長 片山 哲夫 Tel 045-671-3244

令和6年7月26日

## 検証結果報告書（骨子）

弁護士 竹森裕子

弁護士 伊東克宏

弁護士 天野康代

### 1 事実認定

#### (1) 事案①

- ・平成30年■月～■月 事案発生
- ・ 〃 ■月半ば 被害児童生徒の保護者が被害認知
- ・ 〃 ■月■日付 保護者からNPO法人に対する「教育委員会及び学校との交渉及び連絡調整」の■■■■
- ・平成31年4月■日 第3回意見交換にて、保護者及びNPO法人から公判傍聴要望
- ・ 〃 4月9日 前教育長が被害児童生徒の2次被害防止のためとして公判傍聴の動員を意思決定
- ・ 〃 4月21日付 NPO法人「傍聴要請と注意事項」
- ・ 〃 4月～7月 「裁判傍聴について（協力依頼）」文書がA部学校教育事務所から関係部長宛に計3回発出された（4月26日、6月4日、7月9日）。
- ・公判① 25人 職員傍聴
- ・公判② 19人 〃
- ・公判③ 22人 〃 3回計66人

#### (2) 事案②③④

##### ①動員の意思決定

- ・令和5年7月～9月 事案発覚（B部、A部、C部の各学校教育事務所）
- ・ 〃 11月～12月 傍聴動員につき4学校教育事務所と教職員人事課外の各係長が動員について意見交換し、事案①について動員があったことが情報共有された。
- ・ 〃 12月 B部学校教育事務所が所内手続を経て、事案②につき、所

長が動員を意思決定

- ・令和5年12月14日 A部学校教育事務所が所内手続を経て、事案③につき、所長が動員を意思決定
- ・令和6年1月 C部学校教育事務所が所内手続を経て、事案④につき、所長が動員を意思決定

②協力依頼文書発出

- ・令和5年12月11日 B部学校教育事務所3回 協力依頼文書発出  
～令和6年4月10日 (令和5年12月11日、12月27日、令和6年3月13日)  
A部学校教育事務所2回 〃  
(令和5年12月13日、令和6年2月6日)  
C部学校教育事務所3回 〃  
(令和6年1月30日、2月29日、4月10日)

③動員数

- ・B部学校教育事務所 公判① 38人  
公判② 45人  
公判③ 45人 3回計128人
- ・A部学校教育事務所 公判① 42人  
公判② 45人 2回計87人
- ・C部学校教育事務所 公判① 43人  
公判② 41人  
公判③ 49人 3回計133人

④総動員数(事案①～④)の公判計11回 414人

2 認定事実の評価

(1) 組織的な動員に至った経緯(原因)

- ① 組織的な動員は「身内の擁護」や「不祥事の隠蔽」を目的として行われたものではない。
- ② 「被害児童生徒の二次被害防止」のためか。
  - ・動員の意思決定をした前教育長・各学校教育事務所長以下の職員の多くが被害児童生徒の2次被害防止のためであったと述べた。

- ・教育委員会が他の傍聴者を排除する目的で職員の動員を行わなければならない理由への質問に対する回答は、多種多様である。
- ・被害児童生徒のためであるならば、最低限行うべきは、事前に保護者及び被害者参加代理人に動員を伝え、意向を確認すべきであるが、事案①を除いては、意向確認が十分にされたとは言えず、むしろ、被害児童生徒支援の意向が蔑ろにされ、児童相談所職員が傍聴できなかつたり、保護者が希望していた一般傍聴席に座れず特別傍聴席に座るなどの弊害が生じた事案も発生
- ・事前確認（公判の秘匿事項・他の傍聴者の有無等）・事後検討（動員の効果など）も十分に行われた形跡がない。

③ なぜ組織的な動員が行われたのか。

要因が複合的に重なったこと。即ち「公判傍聴への動員について、各学校教育事務所が行い、他の部署は任意に協力するだけであるという意識が強く、それが教育委員会による組織的動員であるという認識がなかったこと」「他の傍聴者を排除する目的で公判傍聴に組織的動員をすることの当否や法律上の問題点について、十分な検討がなされなかったこと」である。

(2) 法令遵守の立場から見た、公判傍聴への組織的な対応に関する法的な課題

① 公開裁判の原則（憲法 82 条 1 項）等との関係

結論：憲法違反とまでは言えないが、公開裁判の原則の趣旨に反する。

② 教育委員会の職務（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条）との関係

結論：同条（9）（19）に該当せず、教育委員会の職務ではないと判断

③ 刑事裁判における被害児童生徒のプライバシー保護のあり方

- ・公判段階における犯罪被害者等の保護に関する制度
- ・被害者特定事項の正確な共有
- ・被害者特定事項秘匿制度を実効的なものとするために必要なこと
- ・被害児童生徒の保護

教育委員会の中だけで完結しようとし、被害児童生徒を支援する様々な立場の関係機関と連携しようとする発想は乏しかった。

刑事裁判においては、被害児童生徒を支援する被害者参加弁護士、警察や行政の被害者支援室、児童相談所などの関連機関と連携する限度でプライバシ

一保護を図り、学校において被害児童生徒が安全に、安心して生活できるような環境を整えることに注力すべきである。

### 3 旅費と給与

#### (1) 職員の旅費と給与

結論：出張命令によるものであり、いずれも返還義務なし。

#### (2) 動員の意思決定者

結論：① 動員の判断権者・決定権者である前教育長と各学校教育事務所に責任があると判断

② 上記①の法的責任は、限られた時間内の調査と検証において、明確且つ断定的な結論を得るに至らず。

### 4 再発防止策

(1) 組織内で相互に情報を共有し、組織としての一体性を持つこと

(2) 広範かつ多角的な視野を持って行動すること

(3) 行為の主体・内容・責任の所在を明確にすること

(4) 本検証結果をふまえ、教育委員会の一人一人が真摯に自身に問いかけ、同様の事態を再び起こさないためにどのような組織改革が必要か考える。

以上